

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年5月26日(2016.5.26)

【公開番号】特開2016-47372(P2016-47372A)

【公開日】平成28年4月7日(2016.4.7)

【年通号数】公開・登録公報2016-021

【出願番号】特願2015-237201(P2015-237201)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月29日(2016.2.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前面に遊技領域を有し該遊技領域内に開口部が形成された遊技板と、

該遊技板の前記開口部内に挿入されたセンター役物と、を備え、

該センター役物は、

前記遊技板の前記開口部に挿入されている挿入部と、

前記遊技板の前面よりも遊技者側に突出し、前記遊技領域と前記センター役物の内部空間とを区画する区画壁部と、

前記挿入部よりも径方向外側に突出し前記遊技板の前面に当接するフランジ部と、

前記区画壁部の少なくとも一部を、正面視において前記開口部の内縁よりも径方向内側の所定位置に配置することで、前記フランジ部と前記区画壁部との間に拡張された遊技領域を形成する遊技領域拡張部と、を具備し、

前記挿入部は、前記遊技領域拡張部の後方に空間が形成されるように配置され、

前記遊技領域拡張部の後方には、前記遊技領域拡張部を発光装飾する発光手段が備えられている

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前面に遊技領域を有し該遊技領域内に開口部が形成された遊技板と、

該遊技板の前記開口部内に挿入されたセンター役物と、を備え、

該センター役物は、

前記遊技板の前記開口部に挿入されている挿入部と、

前記遊技板の前面よりも遊技者側に突出し、前記遊技領域と前記センター役物の内部空間とを区画する区画壁部と、

前記挿入部よりも径方向外側に突出し前記遊技板の前面に当接するフランジ部と、

前記区画壁部の少なくとも一部を、正面視において前記開口部の内縁よりも径方向内側の所定位置に配置することで、前記フランジ部と前記区画壁部との間に拡張された遊技領域を形成する遊技領域拡張部と、を具備し、

前記挿入部は、前記遊技領域拡張部の後方に空間が形成されるように配置され、

前記遊技領域拡張部の後方には、装飾部材が配されている

ことを特徴とする遊技機。

【請求項 3】

請求項 1 または 2 に記載の遊技機において、遊技結果に応じて遊技者に遊技価値を付与可能な遊技価値付与手段をさらに備えることを特徴とする遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 1】

本発明は、ぱちんこ遊技機（一般的に「パチンコ機」とも称する）や回胴式遊技機（一般的に「パチスロ機」とも称する）等の遊技機に関するものである。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

遊技板の前面に形成された遊技領域に、始動口及び障害釘等を配設し、始動口に遊技媒体である遊技球が入賞すると、それに基づいて大当たり抽選を行い、抽選結果が大当たりの場合、遊技者に有利な遊技状態を発生させるようにした遊技機が知られている。

この種の遊技機では、特許文献 1 に示すように、遊技板の略中央にセンター役物が組込まれ、センター役物における開口窓を通して、演出表示装置の表示画面が視認されるようになっている。そして、遊技状態や大当たり抽選の抽選結果に応じて演出表示装置に様々な演出画像を表示させることで、抽選への期待感等を持たせて、遊技者の興奮を高めるようしている。

センター役物は、遊技板の中央に形成された開口部に前方から嵌挿された上で、遊技板の前面に取着されている。つまり、センター役物には、遊技板の開口部に挿入される環状の挿入部と、挿入部よりも径方向外側に突出し遊技板の前面に固定される薄板状のフランジ部とが形成されている。また、センター役物には、遊技領域を転動する遊技球がセンター役物の内部に入り込まないように、センター役物の内部空間と遊技領域とを区画する区画壁部が、遊技者側に突出して形成されている。

また、センター役物の開口窓内縁には、1つまたは複数の装飾体が備えられており、これによりセンター役物の装飾効果を高め、遊技機のコンセプトを印象付けている。

なお、この装飾体は、一般に区画壁部の内側に配置されているため、区画壁部の大きさが大きいほど、大型の装飾体を備えることが可能となる。換言すれば、装飾体を大きく見せるには、区画壁部における径方向の大きさ、すなわち開口窓の大きさを、比較的大きく見せる必要がある。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

【特許文献 1】特開 2005 - 13703 号

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかし、センター役物の開口窓を大きくするために、センター役物を大型化すると、遊技球を転動させる遊技領域の面積が相対的に狭くなり、ひいては遊技球の挙動が単調となったり、遊技球を通過させるスペースを確保することが困難となったりするおそれがあった。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明は、上記の実状に鑑み、遊技領域を狭くすることなく、センター役物の開口窓を大きく見せることが可能な遊技機の提供を課題とするものである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

手段1：「前面に遊技領域を有し該遊技領域内に開口部が形成された遊技板と、該遊技板の前記開口部内に挿入されたセンター役物と、を備え、該センター役物は、
前記遊技板の前記開口部に挿入されている挿入部と、
前記遊技板の前面よりも遊技者側に突出し、前記遊技領域と前記センター役物の内部空間とを区画する区画壁部と、
前記挿入部よりも径方向外側に突出し前記遊技板の前面に当接するフランジ部と、
前記区画壁部の少なくとも一部を、正面視において前記開口部の内縁よりも径方向内側の所定位置に配置することで、前記フランジ部と前記区画壁部との間に拡張された遊技領域を形成する遊技領域拡張部と、を具備し、
前記挿入部は、前記遊技領域拡張部の後方に空間が形成されるように配置され、
前記遊技領域拡張部の後方には、前記遊技領域拡張部を発光装飾する発光手段が備えられている」
ことを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

このように、本発明によれば、遊技領域を狭くすることなく、センター役物の開口窓を大きく見せることができる。